

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	那覇市重度心身障がい者医療費等助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、重度心身障がい者医療費等助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和6年7月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障がい者医療費等助成事務
②事務の概要	<p>那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づき、重度心身障がい者に対し、医療費等の一部を助成することにより保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい者の福祉の増進を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務 ②支給制限に係る事実についての審査に関する事務 ③届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る重度心身障がい者医療費等助成事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	WebRings、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障がい者医療費等助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項第2号 別表第2 項番41 (PMHを活用する際の委託に伴う提供の根拠) 番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市 総務部 法制契約課 市政情報・審査請求G 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市福祉部障がい福祉課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-862-3275

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5.②所属長の役職名 II-1及びII-2いつ時点の計数か	障がい福祉課長 岸本 敏和 平成28年3月31日	障がい福祉課長 平成31年2月28日	事後 事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月1日	II-1及びII-2いつ時点の計数か	平成31年2月28日	令和2年2月1日	事後	
令和2年2月1日	I、3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条2項及び番号法第9条2項に基づく条例	番号法第9条2項、那覇市個人情報保護条例第8条の3	事後	
令和2年2月1日	I、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	
令和2年4月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	那覇市 市民文化部 市民生活安全課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-862-9930	那覇市 総務部 法制契約課 市政情報・審査請求G 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話: 098-869-8191	事前	
令和3年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和6年7月12日	I-1 ②事務の概要	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づき、重度心身障がい者に対し、医療費等の一部を助成することにより保険の向上に寄与し、もって重度心身障がい者の福祉の増進を図る。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務 ②支給制限に係る事実についての審査に関する事務 ③届出に係る事実についての審査に関する事務 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る重度心身障がい者医療費等助成事務 <情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行った。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得・閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際は、併用の試の受給者証に	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づき、重度心身障がい者に対し、医療費等の一部を助成することにより保険の向上に寄与し、もって重度心身障がい者の福祉の増進を図る。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務 ②支給制限に係る事実についての審査に関する事務 ③届出に係る事実についての審査に関する事務 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る重度心身障がい者医療費等助成事務 <情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行った。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得・閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際は、併用の試の受給者証に	事前	
令和6年7月12日	I-1 ③システムの名称	Webrings、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー	Webrings、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、 Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年7月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人情報保護条例第8条の3	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項第2号、別表第2 頃番41 (PMHを活用する際の委託に伴う提供の根拠) 番号法第19条第6号	事前	
令和6年7月12日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何かといつ時点の計数か	2)1000人以上1万人未満 令和2年2月1日時点	3)1万人以上10万人未満 令和6年6月13日時点	事前	
令和6年7月12日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和6年7月12日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託するとし委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分であるとする。	事前	
令和6年7月12日	IV-6 情報ネットワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分である	接続しない(提供)	事前	